

いきいき

山形男女共同参画プラン



計画の目的

「男女共同参画のまち山形」の実現

計画期間

令和4年度から令和8年度まで

基本理念

- 1 人権の尊重
- 2 多様な生き方の選択の自由
- 3 あらゆる意思決定の場での男女共同参画
- 4 仕事と生活の調和の保持
- 5 互いの性への理解と生涯の健康維持
- 6 個人の尊厳の尊重と男女平等意識を育む教育・保育
- 7 国際的協調

この計画は、これまでの第3次プランの目的を引継ぎ、「男女共同参画のまち山形」の実現を目的とし、平成25年に施行した山形市男女共同参画推進条例第3条の7項目を基本理念として掲げ、性別にかかわらず誰もが様々な分野にともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて市が取り組むべき施策を総合的に定めたものです。

また、計画の一部に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める市町村推進計画「第2次山形市職業生活における女性活躍推進計画」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に定める市町村基本計画「第2次山形市DV防止基本計画」を包含しています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みなどの意識を変えていく必要があるため、男女双方の意識改革の促進や、男女共同参画意識を育む教育、学習の充実を図ります。また、若年女性の市外流出が顕著となっているため、女性の地元定着を促進します。

基本方針1 広報・啓発による男女双方の意識改革・理解の促進

- 主な取組み (1)男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実
(2)性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し

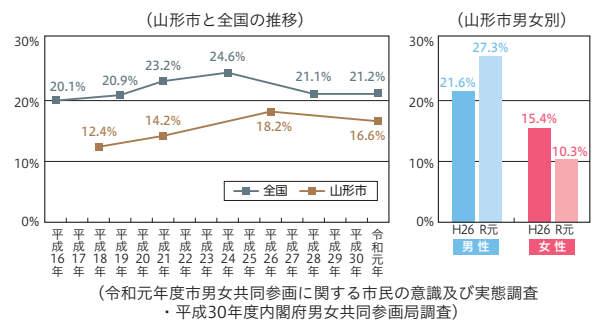
基本方針2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実

- 主な取組み (1)社会における男女共同参画意識の啓発
(2)子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進

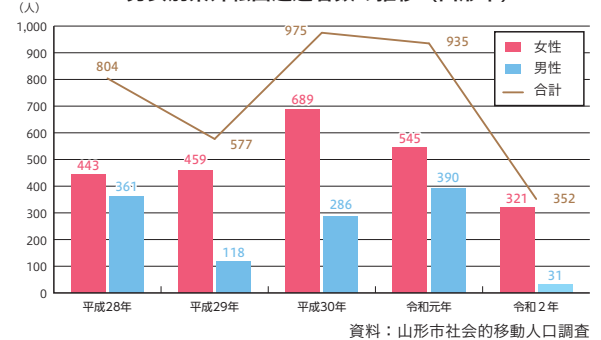
基本方針3 女性の地元定着の促進

- 主な取組み (1)大学等との連携による若者の地元定着促進
(2)女性の地元定着に向けた意識啓発

「社会全体で男女平等と思う人の割合」



男女別県外転出超過者数の推移 (山形市)



基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

男女を問わず多様な人材の能力を活用し、多様な価値観や発想を取り入れることは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。市の審議会等への女性委員の登用を促進し、家庭や地域、そして働く場などあらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。また、女性活躍を推進するために、新たに公民連携による女性人材育成事業を実施します。

基本方針4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 主な取組み (1)審議会等委員への女性の参画推進
(2)方針決定過程への男女共同参画の推進
(3)女性活躍推進のための人材育成

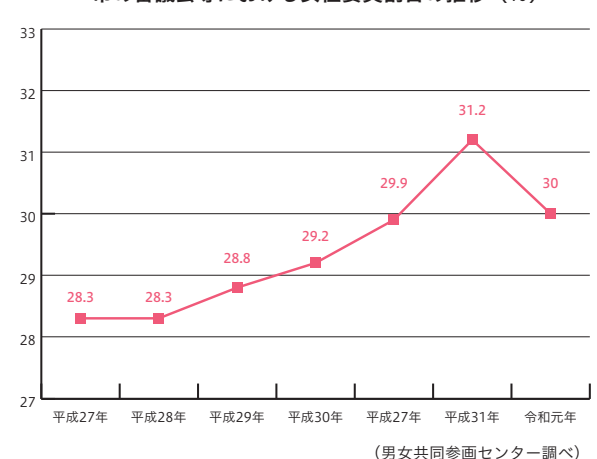
基本方針5 家庭・地域における男女共同参画の促進

- 主な取組み (1)家庭における男女共同参画意識の啓発
(2)地域活動における男女共同参画の推進
(3)地域防災活動における男女共同参画の推進

基本方針6 働く場における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス (山形市職業生活における女性活躍推進計画)

- 主な取組み (1)雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保
(2)女性の能力発揮促進のための支援
(3)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進
(4)多様な働き方に対応した環境の整備促進

市の審議会等における女性委員割合の推移 (%)



基本目標III 安全・安心な暮らしの実現

DV（配偶者やパートナーから受ける暴力）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害にもかかわらず、潜在化しがちであるため、被害者が相談機会を逸失しないよう相談窓口の周知、啓発に取り組みます。さらに若年層への情報提供や意識啓発を進めるとともに、被害者の相談体制の整備と被害者支援の充実に努めます。

また、生涯を通じた健康の保持のために、特に女性のライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりを支援するとともに、高齢者や障がい者など生活上の困難を抱える人々への支援及び、性の多様性に関する理解促進と実態把握に努め、誰もが安全・安心に暮らせるための環境づくりに努めます。

基本方針7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶 (山形市DV防止基本計画)

- 主な取り組み
- (1)暴力の根絶に向けた意識づくりの促進
 - (2)DV相談体制の整備と被害者支援の充実
 - (3)若年層に対する啓発活動の実施

基本方針8 生涯を通じた心身の健康支援

- 主な取り組み
- (1)ライフステージに応じた女性の健康支援
 - (2)心と身体の相談等の充実

基本方針9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

- 主な取り組み
- (1)高齢者・障がい者・ひとり親・外国人など様々な困難を抱える人々への支援
 - (2)性の多様性に関する理解促進と実態把握



評価指標一覧



| 基本目標 | 指標名 | 現状(直近)の状況 | | 目標値 |
|---------------------------------------|---|-----------|------------------|--------------|
| | | 年度 | 数値 | 令和8年度 |
| 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり | 1 社会全体で男女平等と思う人の割合 | R 元 | 16.6% | 25% |
| | 2 社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合 | R 元 | 77.7% | 50% |
| | 3 男女共同参画センター会議室等利用率 | R 元 | 63.4% | 65% |
| | 4 男女共同参画学習資料を活用した学級の割合 | R2 | 98.1% | 100% |
| | 5 県外から市への女性転入者数-市から県外への女性転出者数 | R2 | -321人 | 0人 |
| 基本目標 II あらゆる分野での男女共同参画の実現 | 6 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合) | R2 | 30.0% (35.3%) | 40% (50%) |
| | 7 女性人材バンク登録者数 | R2 | 75人 | 100人 |
| | 8 女性人材バンク年間活用件数(※1) | R 元 | 73件 | 100件 |
| | 9 市における女性管理職の割合(課長相当職以上) | R3 | 19.5% | 30% |
| | 10 市内事業所における女性管理職の割合(課長相当職以上) | R 元 | 12.6% | 21% |
| | 11 山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数(市在住者) | R2 | 5人 | 11人 |
| | 12 市内事業所における男性の育児休業取得率 | R 元 | 20.9% | 30% |
| | 13 男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合 | R 元 | 69.6% | 50% |
| | 14 男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数(※2) | R2 | 4回 | 4回 |
| - 男性の1日平均家事時間0分の割合(モニタリング指標※3) | R 元 | 3.6% | | |
| 基本目標 III 安全・安心な暮らしの実現 | 15 DV相談窓口を知っている人の割合 | R 元 | 73.8% | 80% |
| | 16 DV被害を相談した人の割合(※4) | R 元 | 20.7% | 50% |
| | 17 小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数(※2) | R2 | 4校 | 5校 |
| | 18 健康講座の実施回数(※2) | R2 | 4回 | 4回 |
| | 19 市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服(スラックス)の導入校の割合 | R3 | 62.1% | 100% |
| - 山形市におけるDV相談件数(モニタリング指標※5) | R2 | 320件 | | |

(※1) 算出式 審議会への活用件数+委員会等への活用件数+講師等への活用件数 (※2) 男女共同参画センターが実施する講座の回数 (※3) 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。 (※4) 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合-相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合-相談状況で「無回答」の人の割合 (※5) DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

計画の推進

計画の推進体制

山形市男女共同参画推進条例の規定に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長が本部長を務める横断的組織「山形市男女共同参画推進本部」を運営するとともに、庁内関係課の所属長で構成する「男女共同参画推進本部幹事会」を活用して関係各課の総合調整を行い、計画の推進体制を充実させます。

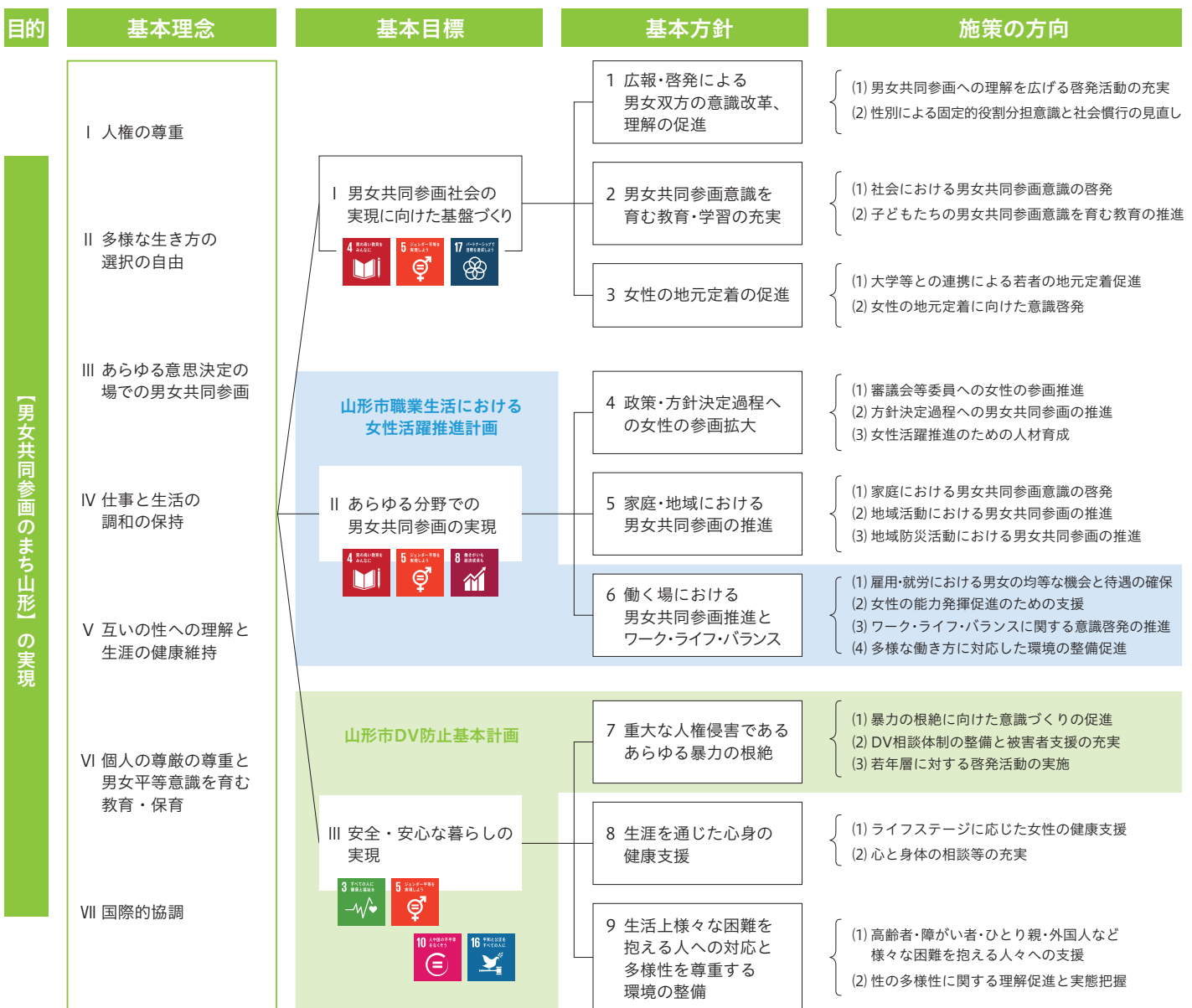
また、市長の附属機関として、学識経験者、公募市民、関係団体代表などで構成する男女共同参画審議会を運営し、男女共同参画計画の策定、推進に関する施策及び事業について審議し、意見や助言を行います。

更に、あらゆる媒体を通して市民・事業所・団体等に対する計画の周知に努め、「男女共同参画のまち山形」の実現に向けた意識の向上とそれぞれの主体的な取組みの促進を図ります。

計画の進行管理

プランの進行管理にあたっては、計画を実効性のあるものとするために、目標ごとに達成に向けた19の指標を設定し、施策を計画的に実施するとともに、毎年度、取り組みの実績とその成果を明らかにする報告書を作成し、公表します。また、山形市男女共同参画審議会に事業の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見・助言を施策に反映させるよう努めます。

計画の体系



山形市企画調整部男女共同参画センター

〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号

TEL : 023-645-8077 FAX : 023-645-8055 E-mail : fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp